

1. このQ & Aにおける回答は、あくまでも、法令に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。また、異なる前提条件（投資者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えられる新たな取引手法等を含みます。）が存在する場合や関係法令が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。
2. このQ & Aにおける回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものではありません。
3. このQ & Aにおいて取り上げた項目に限らず、一般論として、法令の解釈・適用にあたっては、当該法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされるべきであると考えられます。

（問 46）公開買付開始公告の「公開買付けの目的」にはどのような事項を記載する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 1 項関係）。

（答）

公開買付届出書の「買付け等の目的」の欄と必ずしも同一の記載をする必要はなく、公開買付けの目的の概要を記載すれば足りるものと考えられます。「公開買付けの目的」として、例えば、完全子会社化する取引の一環として公開買付けを実施する場合には、「公開買付者は、対象者の株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としています。」などと記載し、連結子会社化するため公開買付けを実施する場合には、「公開買付者は、対象者の株式を取得し、対象者を連結子会社とすることを目的としています。」などと記載することが考えられます。

（問 47）公開買付開始公告に先立ち、公開買付けを実施することを予告する場合、どのような点に留意する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 1 項関係）。

（答）

個別事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がないにもかかわらず、公開買付けを実施する可能性がある旨を公表するような場合、風説の流布（法第 158 条）や相場操縦行為（法第 159 条第 2 項第 2 号）等に該当する場合もあり得ると考えられます。